

経済産業省

〔平成 25 年 2 月 26 日
20130226 財地第 1 号〕

改正 平成 26 年 2 月 6 日
20140131 財地第 1 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日
20150330 財地第 1 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日
20160222 財地第 2 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日
20200313 財地第 5 号
改正 令和 3 年 3 月 26 日
20210309 財地第 3 号
改正 令和 4 年 1 月 21 日
20220104 財地第 1 号
最終改正 令和 5 年 3 月 10 日
20230227 財地第 1 号

工業用水道事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

経済産業大臣 西村 康稔

工業用水道事業費補助金交付要綱

（通則）

第 1 条 工業用水道事業費補助金の交付（独立行政法人水資源機構に交付する場合を除く。）に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 工業用水道事業費補助金は、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が行う工業用水道の整備を支援することにより、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって地盤沈下を防止するとともに産業基盤整備を促進し、その地域における工業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣は、地方公共団体等が工業用水道を布設する場合（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、地方公共団体等が選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）が行う同法第7条の特定事業（以下「PFI事業」という。）として実施される場合を含む。）において、その布設が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における工業用水道の布設に要する費用（PFI事業にあつては、PFI事業によって布設される工業用水道の取得に要する費用（以下「PFI費用」という。））であつて次の各号に掲げるものの合計額の100分の40以内の金額を、当該地方公共団体等に対し、工業用水道事業費補助金として交付する。ただし、別表1に定める採択基準に該当するものに限る。

- 一 取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸、沈砂池、ポンプ等の取水施設の工事に要する費用
- 二 貯水池、貯水そう等の貯水施設の工事に要する費用
- 三 導水管きょ、ポンプ等の導水施設の工事に要する費用
- 四 ちんでん池、凝集池、浄水池等の浄水施設の工事に要する費用
- 五 送水管きょ、ポンプ等の送水施設の工事に要する費用
- 六 配水池、配水そう、配水管、ポンプ等の配水施設の工事に要する費用
- 七 前各号の工事に必要な最小限度の用地の取得又は使用、若しくは補償に要する費用
- 八 第1号から第6号までの工事及び前号の用地の取得に必要な調査に要する費用
- 九 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第2条第2項に規定するダム使用权の取得に要する費用
- 十 貯水池、導水管きょ等の施設であつて、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用

2 経済産業大臣は、地方公共団体等が工業用水道施設の強靱化工事（以下「強靱化事業」という。）を行う場合（PFI事業者がPFI事業として実施する場合を含む。）において、その強靱化事業が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における強靱化事業に要する費用（PFI事業にあつては、PFI費用。）であつて次の各号に掲げるものの合計額の100分の30以内の金額を、当該地方公共団体等に対し、工業用水道事業費補助金として交付する。ただし、別表1に定める採択基準に該当するものに限る。

- 一 第1項第1号から第6号までの工事に要する費用
- 二 前号の工事に必要な最小限度の用地の取得又は使用、若しくは補償に要する費用
- 三 第1号の工事及び前号の用地の取得に必要な調査に要する費用
- 四 業務の効率化等に資するデジタル技術等（情報技術、新技術等を含む。）の導入や導入に必要な調査に要する費用
- 五 PPP／PFI事業の導入に向けた調査及び計画作成等に要する費用

3 経済産業大臣は、前2項に定める場合のほか、地方公共団体等が工業用水道の水源をあらかじめ確保するため、ダム、せき、河口湖、湖沼水位調節施設、導水施設等（以下「ダム等」という。）の使用又は所有に係る必要な権利（以下「必要な権利」という。）を取得する場合において、そ

の取得が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における必要な権利の取得に要する費用であって次の各号に掲げるものの合計額の100分の40以内の金額を、当該地方公共団体等に対し、工業用水道事業費補助金として交付する。ただし、別表1に定める採択基準に該当するものに限る。

- 一 特定多目的ダム法第2条第2項に規定するダム使用権の取得に要する費用
 - 二 取水施設、貯水施設及び導水施設であって、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用
 - 三 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第2条第2号に規定する水資源開発施設を利用する権利の取得に要する費用
- 4 経済産業大臣は、地方公共団体等が災害により滅失又は損傷した工業用水道を再建又は補修する事業（以下「災害復旧事業」という。）を行う場合（PFI事業者がPFI事業として実施する場合を含む。）において、当該災害復旧事業が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における災害復旧事業に要する費用（PFI事業にあつては、PFI費用）であって次の各号に掲げるものの合計額の100分の80以内の金額を、当該地方公共団体等に対し、工業用水道事業費補助金として交付する。ただし、別表1に定める採択基準に該当するものに限る。
- 一 第1項第1号から第6号までの工事（応急的な工業用水道の補修を含む。）に要する費用
 - 二 前号の工事に必要な最小限度の用地の取得又は使用、若しくは補償に要する費用
 - 三 第1号の工事及び前号の用地の取得に必要な調査に要する費用
 - 四 災害により滅失又は損傷したダム等を再建又は補修する事業のうち、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は独立行政法人水資源機構法に基づく事業であつて、その事業費の一部を国が負担するものにおいて、当該事業の負担金として負担する費用
- 5 工業用水道事業費補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の費用の区分、工種、費目の内容及び費用の算定基準は、第1項、第2項、又は第4項の工業用水道事業費補助金（以下「事業費補助金」という。）については別表2、第3項の工業用水道事業費補助金（以下「水源費補助金」という。）については別表3に定めるところによるものとする。
- 6 前項に定める費用以外の費用（建設期間の借入金及び起債の利息その他の費用）は、補助対象とはしないものとする。

（補助金の額）

第4条 事業費補助金の額は、補助対象事業費に別表1に定める補助率を乗じて得た金額とする。

- 2 前条第1項及び第2項の工業用水道事業費補助金のうちPFI費用についての当該補助金の額は、同項の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受ける地方公共団体等がPFI事業者に対し当該年度に支出するPFI費用の額を上限とする。

（補助金の額の調整）

第5条 水源費補助金の交付に係るダム等から取水する工業用水道（以下「関連工業用水道」という。）を布設する地方公共団体等であつて、水源費補助金の交付を受けたものに対する第3条第1項の工業用水道事業費補助金の総額は、同項の規定にかかわらず当該関連工業用水道の水源を

確保するに要した費用を当該関連工業用水道の布設に要する費用に加算した額を同項の合計額としてみなして関連工業用水道の布設期間中に同項の規定により算出される金額の総額から、第3条第3項の規定により交付された金額の総額のうち当該関連工業用水道の水源の確保に係る部分に相当する額を減じた額とする。

(申請手続)

第6条 地方公共団体等は、事業費補助金の交付の申請をしようとするときは、様式第1による事業費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類(当該申請が既に給水を開始している事業に係るものである場合にあっては、第1号から第8号までに掲げる書類(第3条第2項に定めるものの申請にあっては、第2号を除き第16号から第18号までに掲げる書類を含む。)、2事業年度以上にわたって行われる事業であって、既に前事業年度の事業について事業費補助金の交付を受けたものに係るものである場合にあっては、第6号及び第8号に掲げる書類)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工業用水道事業法施行規則(昭和33年通商産業省令第118号。以下「施行規則」という。)

様式第2による事業計画を記載した書類

二 施行規則様式第3による工事設計を記載した書類

三 施行規則様式第4による給水区域における工業生産現況書

四 施行規則様式第5による給水区域における工業用水使用現況書

五 施行規則様式第6による工業用水道布設年次計画書

六 施行規則様式第7による建設資金調達年次計画書

七 施行規則様式第8による建設資金償還年次計画書

八 当該年度の歳入歳出予算書の写し

九 水源選定の理由を記載した書類

十 水源の確保に行政庁の許可を要する場合にあっては、その許可書の写し(許可の申請をしている場合は、その申請書の写し)

十一 水源の水量及び水質を記載した書類

十二 布設される工業用水道の所有権がPFI事業者から事業費補助金の交付を申請しようとする地方公共団体等へ当該事業年度において移転するPFI事業(以下「BTO方式」という。)にあっては、それを証する書類

十三 布設される工業用水道の所有権がPFI事業者から事業費補助金の交付を申請しようとする地方公共団体等へPFI事業終了後において移転するPFI事業(BOT方式)にあっては、それを証する書類及びPFI事業者が当該所有権を保有する期間において第15条に規定されている地方公共団体等に準じた制限を遵守することを約する書類

十四 PFI事業であって、当該PFI費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

十五 前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類

十六 強靱化事業のうち、耐震化、浸水対策及び停電対策を行う事業にあっては、事業対象施設の選定理由書

十七 デジタル技術等の導入等を行う事業にあっては、当該技術を導入する業務を記載した

書類

十八 PPP／PFI の導入に向けた調査及び計画作成等を行う事業にあっては、導入計画を記載した書類

2 地方公共団体等は、水源費補助金の交付の申請をしようとするときは、様式第2による水源費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項第2号から第11号までに掲げる書類(当該申請が2事業年度以上にわたって行われる事業であって、既に前事業年度の事業について水源費補助金の交付を受けたものに係るものである場合にあっては、前項第2号、第3号及び第6号に掲げる書類)

二 様式第3による関連工業用水道の布設計画、計画給水区域、計画給水量等の事業計画を記載した書類

3 前2項の規定による工業用水道事業費補助金交付申請書及びそれに添付する書類の作成に当たっては、別に定める工業用水道事業費補助金交付申請書作成要領によるものとする。

4 第1項及び第2項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに経済産業大臣が地方公共団体等に通知するものとする。

5 地方公共団体等は、第1項及び第2項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 地方公共団体等は、前条第1項若しくは同条第2項の規定に基づく補助金の交付の申請、第10条第1項の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項若しくは同条第2項の規定に基づく計画変更の申請、第13条第1項の規定に基づく布設事業が完了しない場合等の報告、第17条の規定に基づく財産の処分の承認申請、第18条第1項の規定に基づく状況報告、第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、同条第4項に基づく書類の提出、同条第5項の規定に基づく支出の報告、同条第6項の規定に基づく支出計画の変更の報告、第21条第2項の規定に基づく支払請求、第23条第2項の規定に基づく水源費補助金の返還に伴う書類の提出又は第24条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、原則、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 経済産業大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく承認、第13条第1項の規定に基づく指示、第17条第1項の規定に基づく承認、第18条の規定に基づく要求、同条第2項の規定に基づく命令、同条第3項の規定に基づく命令、第20条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定

に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第22条第3項、第23条第4項及び第24条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第22条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、第23条第1項に基づく指示、同条第3項に基づく返還命令又は第24条第2項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム等又は電子メールにより行うことができる。

（決定の通知）

第9条 経済産業大臣は、第6条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、工業用水道事業費補助金の交付を決定したときは、同条第1項の補助金にあつては様式第4、同条第2項の補助金にあつては様式第5による交付決定通知書を工業用水道事業費補助金の交付を申請した地方公共団体等に送付する。

2 第6条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

3 経済産業大臣は、第6条第5項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げの期日等）

第10条 前条第1項の通知を受けた地方公共団体等は、当該通知に係る工業用水道事業費補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前条第1項の通知を受けた地方公共団体等は、前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第6による交付申請取下書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第11条 事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等が、同一の工業用水道事業について、過去に地域自主戦略交付金（工業用水道に関する事業）の交付を受けていたときは、第11条第1項第2号から第4号及び同条第2項第2号から第5号までに規定する手続を行えば、地域自主戦略交付金交付要綱（工業用水道に関する事業）（平成23年4月1日付け平成23・03・24財地第2号）第7条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第5号までに規定する手続を行ったものとみなすこととする。なお、承認申請に必要な提出書類は別表5に定めるところによるものとする。

一 事業費補助金の交付を受ける事業年度の工業用水道布設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

二 給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合

三 事業費補助金の交付に係る工業用水道布設事業を中止し、又は廃止しようとする場合

四 事業費補助金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

五 事業費補助金の交付に係る工業用水道事業についてPFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権を民間事業者に設定する場合

- 2 水源費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。なお、承認申請に必要な提出書類は別表5に定めるところによるものとする。
 - 一 水源費補助金の交付を受ける事業年度のダム等建設事業の経費の配分又は内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとする場合
 - 二 水源費補助金の交付に係るダム等建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - 三 関連工業用水道の計画給水区域又は計画給水量を変更しようとする場合
 - 四 関連工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
 - 五 関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする場合
- 3 第1項第4号又は前項第4号の規定により、工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等が工業用水道の料金変更の承認を受けなければならない場合であって、次の各号のいずれにも該当しない場合には、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第17条第1項に基づく届出の受理をもって承認があったものとみなす。
 - 一 給水区域、給水能力又は水源の変更に伴い料金を変更しようとする場合
 - 二 布設した施設の供用開始に伴い料金を変更しようとする場合
 - 三 特定多目的ダム法第17条に規定されるダム使用权の設定に伴い料金を変更しようとする場合
 - 四 独立行政法人水資源機構法第2条第2号に規定する水資源開発施設の完成に伴い料金を変更する場合
 - 五 変更後の料金に変更前の料金の100分の110(前回の料金改定時から3年を経過していないものにあつては100分の105)を超える場合
- 4 第1項第1号の規定による経費の配分の軽微な変更とは、各費目相互間における流用であって、当該流用に係る費目ごとの変更額が、補助金の交付の決定(第1項第1号の規定による変更の承認を受けた事業にあつては、当該変更の承認)の内容となったそれぞれの費目の経費に100分の20(当該流用に係る費目が附帯雑費である場合にあつては100分の10)を乗じて得た額(当該流用に係る費目が附帯雑費以外の費目である場合であつて、当該費目の変更前の経費に100分の20を乗じて得た金額が1,000万円に満たないときは1,000万円)以内であるものとする。
- 5 第1項第1号の規定による事業の内容の軽微な変更とは、補助金の交付の決定(第1項第1号の規定による変更の承認を受けた事業にあつては、当該変更の承認)の内容となった補助対象事業費の増減並びに工法、構造の重要な部分に関するものの変更及び施工箇所著しい変更を伴わない変更であつて、次の各号に定めるものとする。
 - 一 取水管きよ、集水埋きよ、導水管きよ、送水管きよ及び配水管等についてはそれぞれの施工延長の100分の20以内の変更
 - 二 取水門、取水塔、取水わく、取水ぜき、防潮ぜき、井戸、沈砂池、貯水そう、ちんでん池、凝集池、浄水池、配水池、配水そう、その他の土木構築物、管理棟、ポンプ室、倉庫、車庫、管理公舎、その他の建築物、ポンプ浄水機器、その他の電気機械施設、デジタル技術等の機器等についてはそれぞれの施工量(施工量による計量が困難なものにあつては同一単価で積算し

た金額)の100分の20以内の変更

三 用地取得又は使用についてはその面積の、補償についてはその金額のそれぞれ100分の20以内の変更

四 調査費については、地形測量、地質調査、土質調査、水質調査、水文調査、設計委託その他の調査を行った場合は、それぞれの施工量(施工量による計量が困難なものにあつては同一単価で積算した金額)の100分の30以内の変更

6 第2項第1号の規定による軽微な変更とは、補助金の交付の決定(第2項第1号の規定による変更の承認を受けた事業については、当該変更の承認)の内容となったダム等の取得に要する費用の額の変更を伴わない変更とする。

7 地方公共団体等は、前3項の規定を適用して軽微な変更を行う場合には、適用した条項を明らかにしておくとともに、適用事由を明確にする調書を作成しておくものとする。

(契約の方法)

第12条 事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、事業費補助金の交付の対象である第3条第1項第1号から第6号及び第8号、同条第2項第1号及び第3号から第5号、又は同条第4項第1号及び第3号に規定する工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければならない。競争入札によらなかった場合は、第19条に定める事業実績報告書においてその理由を明らかにしなければならない。

2 事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

3 事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、第1項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

4 大臣は、事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、必要な措置を講じるものとする。

(布設事業が完了しない場合等の報告)

第13条 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けなければならない。

一 工業用水道事業費補助金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

二 工業用水道事業費補助金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業に災害を受けた場合

2 前項第1号の規定による報告を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を

提出するものとする。

- 一 事業が予定の期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由及びその処理に関する意見
 - 二 当該事業年度における事業費支払額（予定額を含む。）及び事業費残高（内訳書及びその内容を明らかにした図面を添付すること。）
 - 三 事業を翌年度に繰り越して実施しようとする場合にあっては、その実施計画及びその完了予定期日
- 3 第1項第2号の規定による報告を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとし、当該報告書には図面等必要な資料を添付するものとする。
- 一 事業の被害状況及びそれまでの工事実施状況
 - 二 事業に対する今後の方針
- 4 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、第11条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合を除き、工業用水道事業費補助金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が当該工業用水道事業費補助金の交付の決定の内容となった事業費より、1,000万円以上少額で完了することとなる場合は、速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。なお、当該報告を行うに当たっては、同項の規定に該当することとなった理由を明らかにした報告書を提出することとし、工業用水道布設事業についての報告書には様式第9及び第11、ダム建設事業の報告書には様式第10及び第12に準じて作成した調書を添付するものとする。（布設事業の経理）

第14条 事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の各号に定めるところにより工業用水道布設事業の経理を明らかにしておかなければならない。

- 一 補助対象事業費の関係書類及び帳簿等は、他の事業費などの書類及び帳簿等と区分して作成し、保存すること。
 - 二 補助対象事業の工事の実施に当たって契約を締結したときは、次に掲げる関係書類を整理し、保存すること。
 - イ 見積書又はこれに代わるべき書類
 - ロ 競争公告又は指名通知等の関係書類
 - ハ 予定価格調書
 - ニ 入札書及び入札経過書又はこれに代わるべき書類
 - ホ 契約書、仕様書、見積証明書及びこれらの附属書類
 - 三 補助対象事業費の経理に当たっては、事業費の支払関係証拠書類（支払命令書、支払伝票、請求書及び領収書等）のほか、次に掲げる帳簿を整備し、保存しておくこと。
 - イ 事業費歳入歳出予算差引簿
 - ロ 資材受払簿及び材料検収簿
 - ハ 請負工事にあつては、工事監督記録簿及び工事打合せ簿
 - ニ 直営工事にあつては、労務者就労出面簿、賃金支払関係帳簿及び工事日誌
- 2 水源費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、前項第1号及び第3号（イに限る。）に定めるところにより関連工業用水道の布設事業が終了するまでダム等建設事業の経理を明らかにしておかなければならない。

(地方公共団体等の予算書及び決算書)

第15条 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、工業用水道事業費補助金収入及び工業用水道布設事業又はダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(財産の管理及び運営)

第16条 事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、事業費補助金の交付の対象である事業によって取得した財産については、工業用水道布設事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、工業用水道事業費補助金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けずに工業用水道補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、経済産業大臣が別に定める処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

一 土地及び建物

二 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池

三 貯水施設については、貯水池及び貯水そう

四 導水施設については、導水管きょ

五 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池

六 送水施設については、送水管きょ

七 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管

八 第2号から第7号までのポンプ設備

九 特定多目的ダム法第15条第1項の規定により設定されたダム使用权

十 その他補助事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える財産

(状況報告書及び事業の遂行等の命令)

第18条 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の進行状況について経済産業大臣の要求があったときは、速やかに様式第7による工業用水道布設事業進行状況報告書又は様式第8によるダム等負担金支払状況報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、地方公共団体等が工業用水道事業費補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、地方公共団体等が前項の命令に違反したときは、その者に対し事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第19条 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、工業用水道事業費補助金

の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、事業の完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第9による工業用水道布設事業実績報告書又は様式第10によるダム等負担金支払実績報告書に様式第11による工業用水道布設事業収支計算書又は様式第12によるダム等負担金収支計算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、工業用水道事業費補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合には、当該会計年度に工業用水道事業費補助金の交付に係る工業用水道布設事業が完了したときを除き、その翌年度の4月30日までに、様式第9による工業用水道布設事業実績報告書又は様式第10によるダム等負担金支払実績報告書に翌年度の事業遂行計画を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
- 3 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 PFI事業に係る工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、第1項及び第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を第1項及び第2項で指定する期日までに経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 BTO方式にあっては、PFI事業によって布設される工業用水道の所有権がPFI事業者から工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等へ移転したことを証する書類
 - 二 当該PFI費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類
 - 三 前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類
- 5 前項の地方公共団体等は、同項第2号の支出計画に基づき事業費補助金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において支出を行う場合にあっては、その支出の都度、経済産業大臣に速やかに報告しなければならない。
- 6 第4項の地方公共団体等は、同項第2号の支出計画を事業費補助金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において変更しようとするときは、あらかじめ経済産業大臣に報告しなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定による事業実績報告書及び事業収支計算書又はダム等負担金支払実績報告書及びダム等負担金収支計算書の作成に当たっては、別に定める工業用水道布設事業実績報告及び同事業収支計算書等作成要領によるものとする。

（確定の通知）

第20条 経済産業大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が工業用水道事業費補助金の交付の決定の内容（第11条第1項又は第11条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき工業用水道事業費補助金

の額を確定し、地方公共団体等に通知する。

- 2 経済産業大臣は、地方公共団体等に交付すべき工業用水道事業費補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第21条 工業用水道事業費補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 地方公共団体等は、前項の規定により工業用水道事業費補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算(概算)払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第22条 経済産業大臣は、工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等が次の各号の一に該当するときは、第9条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 工業用水道事業費補助金をその交付の対象となっている費用以外の費用に使用したとき
- 二 第11条から第17条まで並びに第19条第5項及び第6項の規定に違反したとき
- 三 工業用水道事業費補助金の交付に際し特に付した条件に違反したとき
- 四 事業を中止し、若しくは事業を完成する見込みがないとき、又は事業の施行方法が著しく不適当と認められるとき

- 2 経済産業大臣は、前項の取消があった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 3 第20条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(水源費補助金の返還)

第23条 水源費補助金の交付を受けた地方公共団体等であって、関連工業用水道の布設に際し、その事業規模が別表1の1.の採択基準を満たさなくなったものは、前条に定めるもののほか、経済産業大臣の指示するところにより、交付された水源費補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 前項の地方公共団体等は、関連工業用水道施設の設置の工事の開始の日の60日前までに、第6条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までに掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 3 経済産業大臣は、第1項に規定する水源費補助金の全部又は一部の返還を決定したときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 4 第20条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第24条 工業用水道事業費補助金の交付を受けた地方公共団体等は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第20条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 地方公共団体等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 地方公共団体等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。地方公共団体等又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も地方公共団体等による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

附 則

1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。ただし、第3条第1項、第3項及び第4項の規定については、工業用水道事業費補助金交付規則（昭和32年9月3日通商産業省告示第323号。以下「交付規則」という。）が廃止された日から適用する。

2 この要綱の施行の日から平成25年3月31日までは、第6条第1項中「経済産業大臣」とあるのは「その申請に係る補助事業を実施する地域を管轄する経済産業局長（以下「経済産業局長」という。）」と、第6条第2項、第8条第2項、第11条第1項及び第4項、第16条、第17条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第18条第1項及び第2項、第19条第2項、第20条第2項、第21条、第22条第1項及び第2項中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業局長」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 この要綱の施行の日から平成25年3月31日までは、第15条中「経済産業大臣の承認を受けないで」とあるのは「経済産業局長の承認を受けないで」と読み替えるものとする。

4 平成25年3月31日以前に、交付規則、地域自主戦略交付金交付要綱（工業用水道に関する事業）（平成23・03・24財地第2号）及びこの要綱に基づいて交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項第4号の規定に基づき事業費補助金の交付に係る工業用水道の料金を定め、若しくは変更しようとする場合、又は同条第2

項第4号の規定に基づき関連工業用水道の料金を定め、若しくは変更しようとする場合を除き、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

別表 1 採択基準

建設事業、改築事業の補助採択については、平成 27 年度以前の政策評価の結果において複数年度にわたり補助対象とすることが妥当であると判断された事業に限る。

対 象 事 業 区 分	補 助 採 択 基 準	補 助 率
建設事業	1. 工業用水道を布設する事業であって、次のいずれかに該当するものであること。なお、補助対象事業の規模を確定する際に行う需要予測は別表 4 に定めるところによるものとする。 (1) 市町村事業にあつては、計画給水量が一日につき 4,000 立方メートルを超えるもの。 (2) 都道府県事業にあつては、計画給水量が一日につき 8,000 立方メートルを超えるもの。	100 分の 40 以内（妥当投資計算による。）
改築事業	2. 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。 (1) 工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新、耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画（以下本欄において「計画等」という。）を策定し、それを実施するもの若しくは計画等に基づき、複数の工業用水道事業又は上水道事業その他の事業との間で事業統合や広域連携を目的として、工業用水道の布設を実施するものであること。 (2) 前項の工業用水道を改築する事業にあつては、工期が 10 年以下であり、かつ、補助対象総事業費が 20 億円以上のものであること。ただし、平成 27 年度に交付された改築事業であつて、補助対象総事業費に含まれた事業に限る。	前項に掲げる補助率に 4 分の 3 を乗じて得られる率
強靱化事業	3. 以下の(1)①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、(2)①から③までのいずれかに該当し、かつ、(1)①又は②に基づいて行われる施設の耐震化、浸水対策、停電対策を行う事業を対象とする。ただし、耐震化、浸水対策、停電対策により一定の費用対効果が見込める事業に限る（他の工業用水道事業又は上水道事業その他の事業（下水道及び農業用水道）との間で事業統合や広域連携を目的とする事業を含む。）。 (1) ①工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジ	100 分の 30 以内

	メント指針等に基づく耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（ＢＣＰ） （２）①地震時において給水停止のおそれがあり、耐震化対策の必要性が高い事業 ②浸水想定区域内に位置し、浸水被害により給水停止のおそれがあり、浸水対策の必要性が高い事業 ③停電時において給水停止のおそれがあり、停電対策の必要性が高い事業	
	４．以下の（１）①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、（２）①または②のどちらかに該当し、一定の費用対効果が見込める事業を対象とする。（（２）②に該当する事業のうち、民間活用により（１）①及び②の計画を策定予定であるものを含む。） （１）①アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（ＢＣＰ） （２）工業用水道事業の効率化等に資するものであって、次のいずれかに該当する事業（他の工業用水道事業又は上水道事業その他の事業（下水道及び農業用水道）との間で事業統合や広域連携を目的とする事業を含む。）。 ①デジタル技術等を導入し、業務の効率化等を図る事業 ②ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入に向けた調査及び計画作成等に関する事業	

災害復旧事業	5. 災害により滅失又は損傷した工業用水道を再建又は補修する事業（以下「災害復旧事業」という。）で次のいずれかに該当すること（6. に該当する場合を除く。）。 (1) 工期が1年未満の緊急事業であり、かつ、補助対象総事業費が2億円以上のものであるもの（5.(2)に該当する場合を除く。）。 (2) 災害により滅失又は損傷したダム等水源施設を再建又は補修する事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法又は独立行政法人水資源機構法に基づき事業費の一部を国が負担する事業であって、補助対象総事業費が1,000万円以上のもの。	100分の45
	6. 災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）第2条第1項に基づき激甚災害として政令で指定され、かつ、当該政令において指定された適用すべき措置に激甚法第3条第1項第1号に掲げるものが含まれる場合における災害復旧事業であって、次のいずれかに該当すること。 (1) 補助対象総事業費が500万円以上であること（6.(2)に該当する場合を除く。）。 (2) 工業用水道の設置箇所において当該激甚災害に係る地震の震度が6以上であり、かつ、補助対象総事業費が500万円以上であること。	3分の2 100分の80

別表2 事業費補助金

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
取水工事費	1 取 水 門 2 取 水 ぜ き 3 防 潮 ぜ き 4 取 水 塔 5 取 水 わ く 6 取 水 管 き ょ 7 集 水 埋 き ょ 8 井 戸 9 沈 砂 池 10 取 水 ポ ン プ 11 ポ ン プ 室 12 管 理 施 設 13 そ の 他	1 本工事費及び附帯工事費 本工事費とは、各工種の施設工事を施工するのに直接要する費用で、工事費から附帯工事費及び本欄の2から4までの費用を除いたものをいい、附帯工事費とは、本工事に附帯して施工することを要する工事に要する費用をいい、それぞれ工事原価と一般管理費に分類する。更に、工事原価は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費に分類する。 （直接工事費と共通仮設費の合計を「純工事費」とする。以下同じ。） 直接工事費とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費とする。 共通仮設費とは、工事の施工に必要な準備、仮設等に要する費用をいう。 現場管理費とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって水道、光熱費、運賃、労務管理費、地代家賃、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいう。 一般管理費とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって諸給与、厚生費、事務用品費、保険料、通信運搬費、租税公課、旅費その他に要する費用をいう。 2 機械器具費 機械器具費とは、工事を直営で施工する場合に、本工事、附帯工事又は営繕工事を施工するために必要な機械器具の購入、修繕等に要する費用をいう。 3 営繕費 営繕費とは、工事を直営で施工する場合、又は工事現場が遠隔の地である場合	1 工業用水道事業費補助金交付要綱細則（以下「要綱細則」という。）を標準として積算する。 2 管理施設の設計の基準については別に定める管理施設設計基準を標準として積算するものとする。 3 営繕工事の設置の基準については別に定める営繕工事基準を標準として積算するものとする。

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
		に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等を設置する費用をいう。(工事を請負で施工するものであって請負業者が設置するものについては営繕損料とする。) 4 保険料 保険料とは、工事を直営で施工する場合における労働者災害補償保険法、健康保険法、雇用保険法等の規定による保険をいう。 5 デジタル技術等の導入費用 デジタル技術等の導入費用とは、デジタル技術等の導入にあたってのデバイス類、アプリケーション等の導入費用（機器導入費、機器改造費、通信設備費、電気設備費、アプリケーション購入費等）をいう。ただし、機器や設備のリース料、通常業務での使用が中心となるＯＡ機器類の購入費、また、システム等の利用料、保守費用等は除く。	
貯水工事費	1 貯 水 池 2 貯水そう 3 そ の 他	同 上	同 上
導水工事費	1 導水管きよ 2 ポ ン プ 3 そ の 他	同 上	同 上
浄水工事費	1 ちんでん池 2 凝 集 池 3 浄 水 池 4 そ の 他	同 上	同 上
送水工事費	1 送水管きよ 2 ポ ン プ 3 そ の 他	同 上	同 上
配水工事費	1 配 水 池 2 配水そう 3 配 水 管 4 ポ ン プ 5 そ の 他	同 上	同 上
用地費及び 補 償 費	1 用地取得費 2 用地使用費 3 補 償 費	1 用地取得費、用地使用費とは、工事の施工に必要な用地の取得又は賃借に要する費用とする。	1 用地の取得及び用地使用の面積は、別に定める工業用水道用地取得及び用地使用面積算定基準によるものとする。

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
		2 補償費とは、工事を施工するため取得若しくは貸借した土地に現存する建物、立木その他の物件の除去、移動等に伴う損失の補償に要する費用又は水利使用、トンネル掘削等に伴う漁業、農業その他の補償に要する費用とする。	2 用地の取得又は用地使用費の算定基準は、別に定める工業用水道事業用地取得及び補償基準によるものとする。
調 査 費	1 地形測量 2 地質調査 3 土質調査 4 水質調査 5 水文調査 6 施設の設計 7 その他の調査	調査費とは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の設計及びそれに必要な測量、地質調査、土質試験、水質試験及び水文調査並びに工事を実施するために必要な測量、試験等に要する費用とする。 (デジタル技術等若しくはPPP／PFI事業の導入における調査及び計画作成等を含む。)	調査に要する費用のうち用地費及び補償費並びに附帯雑費等に計上すべきものは、調査費に含めないものとする。
附 帯 雑 費	事務雑費	附帯雑費とは、工業用水道を施工するに当たって必要な人件費、物件費等の費用であって職員給与、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等をいう。	要綱細則を標準として積算する。

別表 3 水源費補助金

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
取水施設費	取水施設負担金	本工事費、附帯工事費、機械器具費、営繕工事費、保険料、工事雑費等の工事費のほか、用地費及び補償費、調査費及びダム等の施工に要する事務雑費等の費用に係る負担金とする。	負担金の算出については、別に定める共同施設に対する工業用水道の費用の負担の方法及び割合の基準によるものとする。
貯水施設費	貯水施設負担金	同 上	同 上
導水施設費	導水施設負担金	同 上	同 上
附帯雑費	事 務 雑 費	附帯雑費とは、ダム等の施工に要する費用の負担に当たって必要な事務処理に要する費用であって職員旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本等の費用とする。	取水施設費、貯水施設費及び導水施設費の 100 分の 1 以内の範囲内において要綱細則に定めるところにより算定するものとする。

別表 4 需要予測

1. 需要予測は、社会経済情勢の変化を考慮するとともに、既に立地企業が明らかな場合はその企業からヒアリング等を行っていること。
2. 需要予測に用いる数値は利用可能な最新の数値を使用し、用いた数値等の根拠や算出過程を明確にしていること。
3. 過去に実施した需要予測と実績値がかい離している例がある場合は原因分析を行い、その結果を今回の需要予測に活用していること。
4. 需要予測の実施方法や用いた数値等に関する情報に係る適切な公開ルールを確立していること。
5. 需要予測に関する資料を交付対象事業終了後一定期間保存するための保存ルールを確立していること。

別表5 第11条の規定による承認申請書

該当事項	承認申請に必要な提出書類
第1項第1号	1. 交付要綱様式第1に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できるように記載した申請書及びその添付書類（記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする。） 2. 変更の内容を明らかにした理由書
第1項第2号	施行規則第4条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第1項第3号	施行規則様式第12に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には交付要綱様式第9及び第11に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第1項第4号	施行規則第10条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類（申請に当たっては、要綱細則に定めるところによることとする。）
第1項第5号	任意の様式により作成した申請書及び公共施設等運営権を設定することについて議会の議決を経たことを証する書類
第2項第1号	1. 交付要綱様式第2に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できるように記載した申請書及びその添付書類（記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする。） 2. 変更の内容を明らかにした理由書
第2項第2号	施行規則様式第12に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には、交付要綱様式第10及び第12に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第2項第3号	施行規則第4条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第2項第4号	施行規則第10条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類（申請に当たっては、要綱細則に定めるところによることとする。）
第2項第5号	任意の様式により作成した申請書及び関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする内容を明らかにした理由書

(様式第1) [第6条]

令和 年度事業費補助金交付申請書

番 号
 年 月 日

經濟産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 工業用水道布設事業の内容

[illegible]

2 工業用水道布設事業の経費の配分等

1 本年度交付を受けようとする補助金の額		円	
2 本年度交付を受けようとする補助事業の経費の配分			
費 目	事 業 費	補助率	補 助 額
計	円		円
取 水 工 事 費			
貯 水 工 事 費			
導 水 工 事 費			
浄 水 工 事 費			
送 水 工 事 費			
配 水 工 事 費			
用 地 費 及 び 補 償 費			
調 査 費			
附 帯 雑 費			

備考1 本年度事業計画には、交付要綱第11条第4項及び第5項に規定する軽微な変更の有無を判断するに足る形状寸法、数量及び単位等を記入すること。(事業が2年以上にわたる場合にあっては、全体の事業の計画書を添付すること。)

2 交付要綱第11条第4項及び第5項に規定する軽微な変更の有無を判断するに足る図面を添付すること。

3 PFI事業に係る補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、PFI費用及びPFI費用の算定の根拠となる数量等を()を付記し内数として下段に記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第2) [第6条]

令和 年度水源費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

水源費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

1 ダム等の名称								
2 ダム等の施工主体								
3 関 連 工 業 用 水 道	名称	計画給 水区域	計画給水量	取 水 河川名	取水予 定地点	取水量	予 定 料 金	
			立方 メートル/日			立方 メートル/日	円	
4 本年度事業計画								
費 目	種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 位	金 額	施行場所	施行期間 (四半期別)

2 本年度交付を受けようとする補助金の額 円

3 経費の配分

費 目	事 業 費(円)	工業用水道に係る 負担金の額(円)	補助率%	補助金の額(円)
取水施設費				
貯水施設費				
導水施設費				
附帯雑費				
その他				
合 計				

- 備考1 この交付申請書には、ダム等事業費内訳書、ダム等事業費負担内訳書、附帯雑費内訳書、ダム等関連工事計画説明書、及び設計図面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第3) [第6条]

関連工業用水道事業計画書

名 称				
計画給水区域				
計画給水量	立方 メートル/日	立方 メートル/日	立方 メートル/日	立方 メートル/日
予定工期				
工業用水道施設 の位置、規模及 び構造				

- 備考1 一般概要図(5万分の1地形図程度のもの)を添付すること。
2 事業の変更の場合は、その変更に係るもののみ記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第 4) [第 9 条]

番 号
年 月 日

地方公共団体等の名称及びその長の氏名 宛て

経済産業大臣 名

令和 年度工業用水道事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度工業用水道事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定及び工業用水道事業費補助金交付要綱（2 0 1 3 0 2 2 6 財地第 1 号。以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第 8 条及び交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年 3 月 3 1 日法律第 1 8 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象事業費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補 助 事 業 に 要 す る 経 費	円
補 助 対 象 事 業 費	円
補 助 金 の 額	円

3. 補助事業に要する経費、補助対象事業費の配分及び補助金の区分は、次のとおりとします。

費 目	補助事業に要する経費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金の額 (円)
取 水 工 事 費				
貯 水 工 事 費				
導 水 工 事 費				
浄 水 工 事 費				
送 水 工 事 費				
配 水 工 事 費				
用地費及び補償費				
調 査 費				
附 帯 雑 費				
そ の 他				
合 計				

4. 補助金の確定額は、補助対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額（残存物件があるときは、残存物件取扱要領（2）による残存価額を減額した額）に補助率（〇〇パーセント）を乗じて得た額の合計額と、この配分経費に対応する補助金の額（交付要綱第11条第1項第1号の規定により経費の配分の変更があった場合（交付要綱第13条第4項の規定に基づき補助対象事業費が減額され、経費の配分の変更があった場合を含む。）は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、3. に記載された補助金の合計額が2. に記載された補助金の額を超える場合は、2. に記載された補助金の額を限度とします。

5. 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - (2) 適正化法第29条から第31条までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
 - (4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。
- (1) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣の承認を受けなければなりません。
 - ① 補助金の交付を受ける事業年度の工業用水道布設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
 - ② 給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合
 - ③ 補助金の交付に係る工業用水道布設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ④ 補助金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
 - (2) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、補助金の交付の対象である交付要綱第3条第1項第1号から第6号及び第8号、同条第2項第1号及び第3号から第5号、又は同条第4項第1号及び第3号までに規定する工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければなりません。競争入札によらなかった場合は、交付要綱第19条に定める事業実績報告書において、その理由を明らかにしなければなりません。
 - (3) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けなければなりません。
 - ① 補助金の交付に係る工業用水道布設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
 - ② 補助金の交付に係る工業用水道布設事業に災害を受けた場合
 - (4) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、工業用水道布設事業の経理を明らかにしておかなければなりません。
 - (5) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、補助金収入及び工業用水道布設事業又はダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。
 - (6) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、補助金の交付の対象である事業によって取得した財産については、工業用水道布設事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければなりません。
 - (7) 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、補助金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
 - ① 土地及び建物

- ② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池
- ③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう
- ④ 導水施設については、導水管きょ
- ⑤ 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池
- ⑥ 送水施設については、送水管きょ
- ⑦ 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管
- ⑧ ②から⑦までのポンプ設備
- ⑨ 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第15条第1項の規定により設定されたダム使用权
- ⑩ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える財産

8. この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇

担当者：〇〇、〇〇

電話：03-3501-1511(内線〇〇)

03-3501-1677（直通）

(様式第 5) [第 9 条]

番 号
年 月 日

地方公共団体等の名称及びその長の氏名 宛て

経済産業大臣 名

令和 年度工業用水道事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度工業用水道事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定及び工業用水道事業費補助金交付要綱（2 0 1 3 0 2 2 6 財地第 1 号。以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第 8 条及び交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年 3 月 3 1 日法律第 1 8 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました水源費補助金交付申請書記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象事業費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補 助 事 業 に 要 す る 経 費	円
補 助 対 象 事 業 費	円
補 助 金 の 額	円

3. 補助事業に要する経費、補助対象事業費の配分及び補助金の区分は、次のとおりとします。

費 目	補助事業に要する経費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金の額 (円)
取 水 工 事 費				
貯 水 工 事 費				
導 水 工 事 費				
附 帯 雑 費				
そ の 他				
合 計				

4. 補助金の確定額は、補助対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額（残存物件があるときは、残存物件取扱要領（2）による残存価額を減額した額）に補助率（〇〇パーセント）を乗じて得た額の合計額と、この配分経費に対応する補助金の額（交付要綱第11条第2項第1号の規定により経費の配分の変更があった場合（交付要綱第13条第4項の規定に基づき補助対象事業費が減額され、経費の配分の変更があった場合を含む。）は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、3. に記載された補助金の合計額が2. に記載された補助金の額を超える場合は、2. に記載された補助金の額を限度とします。

5. 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- （1） 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- （2） 適正化法第29条から第31条までの規定による罰則
- （3） 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- （4） 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。

- （1） 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣の

承認を受けなければなりません。

- ① 補助金の交付を受ける事業年度のダム等建設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
 - ② 補助金の交付に係るダム等建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ③ 関連工業用水道の計画給水区域又は計画給水量を変更しようとする場合
 - ④ 関連工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
 - ⑤ 関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする場合
- （２） 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、次の場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けなければなりません。
- ① 補助金の交付に係るダム等建設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
 - ② 補助金の交付に係るダム等建設事業に災害を受けた場合
- （３） 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、関連工業用水道の布設事業が終了するまでダム等建設事業の経理を明らかにしておかなければなりません。
- （４） 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、水源費補助金収入及びダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。
- （５） 補助金の交付を受けた地方公共団体等は、補助金の交付に係るダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- ① 土地及び建物
 - ② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池
 - ③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう
 - ④ 導水施設については、導水管きょ
 - ⑤ ②から④までのポンプ設備
 - ⑥ 特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第１５条第１項の規定により設定されたダム使用权
 - ⑦ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円を超える財産
- ８．この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して１５日を経過した日までとします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇

担当者：〇〇、〇〇

電話：03-3501-1511(内線〇〇)

03-3501-1677（直通）

(様式第6) [第10条]

令和 年度工業用水道事業費補助金交付申請取下書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号で工業用水道事業費補助金の交付の決定の通知を受けたが、当該決定の通知に係る補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げます。

記

理 由

(様式第 7) [第 1 8 条]

令和 年度工業用水道布設事業進行状況報告書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年度工業用水道布設事業の進行状況を下記のとおり報告します。

記

費 目	本年度工 事計画額 (1)	工事実施額 (2)	進行率 (2) —— % (1)	摘 要 〔 工事の具体的内容 を記載すること。 〕

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第 8) [第 1 8 条]

令和 年度ダム等負担金支払状況報告書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年度ダム等負担金支払の進行状況を下記のとおり報告します。

費 目	本年度事業計画額 (円)	事業実施額 (円)	進行率 (%)	事業の 進行の 概要	本年度負担 金支払計画 額 (円)	支払済額 (円)	支払率 (%)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第9) [第19条]

令和 年度工業用水道布設事業実績報告書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年度工業用水道布設事業が令和 年 月 日完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

本年度事業計画（補助金の交付の決定に係るものを記載すること。）							実 施 状 況																	摘要					
費目	工種	名称	形状 寸法	数量	単位	金額	名称	形状 寸法	数量	単位	契約者	設計額	予定 価格	契約額	設計変更額及び 契約変更額			最終 契約 額	精 算 額	契 約 年 月 日	着工 又は 発注 年月 日	完成 又は 納入 年月 日	支払額及び支払年月日						
															第 1回	第 2回	第 3回						第 1回		第 2回	第 3回	第 4回	第 5回	

注 消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

備考 P F I 事業に係る補助金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、P F I 費用及びP F I 費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。

(様式第 10) [第 19 条]

令和 年度ダム等負担金支払実績報告書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年度ダム等負担金の支払が令和 年 月 日完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

記

費目	本年度 事業計 (円)	本年度負 担金支払 (円)	事業計画及び 支払計画変更額 (円)			着 工 年月日	完 成 年月日
			第1回	第2回	第3回		
取水施設費							
貯水施設費							
導水施設費							
附 帯 雑 費							
そ の 他							
計							

事業実施額 (円)	負担金精算額 (円)	支払額及び支払年月日				摘 要
		第1回	第2回	第3回	第4回	

注 消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第 1 1) [第 1 9 条]

令和 年度工業用水道布設事業収支計算書

1 収支総括書

項目 区分	費 目	予 算 額	決 算 額
支 出	取 水 工 事 費	円	円
	貯 水 工 事 費		
	導 水 工 事 費		
	浄 水 工 事 費		
	送 水 工 事 費		
	配 水 工 事 費		
	用 地 費 及 び 補 償 費		
	調 査 費		
	附 帯 雑 費		
	そ の 他		
	合 計		
収 入	地 方 公 共 団 体 負 担		
	国 庫 補 助 金		
	国 庫 引 受 に よ る 起 債		
	公 募 に よ る 起 債		
	そ の 他		
	合 計		

- 備考 1 収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。
- 2 P F I 事業に係る補助金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、P F I 費用及びP F I 費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 収支計算費目別内訳書

(イ) 取水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ロ) 貯水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ハ) 導水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ニ) 浄水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ホ) 送水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ヘ) 配水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ト) 用地費及び補償費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(チ) 調査費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(リ) 附帯雑費

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

(ヌ) その他

工 種	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	

備考1 工種別内訳書、用地費及び補償費内訳書、調査費内訳書、附帯雑費内訳書及び残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。

2 予算額と決算額が著しく異なるときは、摘要の項にその理由を記載すること。

3 P F I 事業に係る補助金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、P F I 費用及びP F I 費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

(様式第 12) [第 19 条]

令和 年度ダム等負担金収支計算書

1 収支総括書

項目 区分	費 目	予 算 額	決 算 額
支 出	取 水 施 設 費	円	円
	貯 水 施 設 費		
	導 水 施 設 費		
	附 帯 雑 費		
	そ の 他		
	合 計		
収 入	地 方 公 共 団 体 負 担		
	国 庫 補 助 金 額		
	国 庫 引 受 に よ る 起 債		
	公 募 に よ る 起 債		
	公 団 借 入 金		
	そ の 他		
	合 計		

備考1 収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 収支計算費目別内訳書

(イ) 取水施設費

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	
計						
工業用水道負担額						

(口) 貯水施設費

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	
計						
工業用水道負担額						

(ハ) 導水施設費

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 価	金 額	摘 要
					円	
計						
工業用水道負担額						

備考 1 ダム等事業費内訳書、ダム等事業費負担内訳書及び附帯雑費内訳書、残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第 13) [第 21 条]

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年度工業用水道事業費補助金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた工業用水道事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので工業用水道事業費補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円

備考 1 概算払の請求をするときには、「支払計画書」及び「資金調達計画書」を添付すること。

2 精算払の請求をするときには、「精算書」を添付すること。

(様式第 14) [第 24 条]

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体等の名称及びその長の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

工業用水道事業費補助金交付要綱第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (工業用水道事業費補助金交付要綱第 20 条による額の確定)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額 (3 - 2)

円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。